

副 本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号、令和7年(ワ)第419号
志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北 野 進 外184名
被告 北 陸 電 力 株 式 会 社

令和8年8月24日

証 拠 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士	山	内	喜	明
同	江	口	正	夫
同	池	田	秀	雄
同	長	原		悟
同	八	木		宏
同	乾		と	も
同	美	谷	拓	也
同	川	島		慶

上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第242号証

証拠の標目	令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について（外部電源全5回線からの受電） （被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/25091799.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年9月17日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、被告は、本件原子力発電所の外部電源全5回線のうち、志賀中能登線2回線についても、移動式変電所により受電を可能としたこと（準備書面(39)第2の2(2)ア（5頁））を明らかにする。

乙A第243号証

証拠の標目	第二百十三回国会参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会会議録第二号 (国会会議録検索システム https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121315364X00220240214 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年3月22日
作成者	参議院事務局
立証趣旨	本書証は、令和6年2月14日に開催された、参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】	・山中伸介・原子力規制委員会委員長は、外部電源について、「北陸電力志賀原子力発電所では、今回の地震発生の直後においても外部電源五回線のうち二回線から受電し、一回線を予備として待機させる体制が維持されており、さらに、非常用ディーゼル発電機は一号機が三台、二号機は二台が待機中、各種電源車についても合計六台が使用可能な状態にございます。」と述べていること（準備書面(39)第2の2(2)ア(6頁):本書証7頁) ・山中委員長は、外部電源について、「今回の志賀原子力発電所でも、外部電源以外にも必要な非常用電源

	設備が確保されていたと承知しております。こうしたことから、外部電源系の耐震性に関わる規制の考え方を変更する必要はないと考えております。」と述べていること（準備書面(39)第2の2(2)イ（7、8頁）：本書証19頁） ・山中委員長は、令和6年能登半島地震における情報発信について、「今回のような緊急時には状況は時々刻々変化するものでございます。（略）その上で、正確な情報が得られれば直ちに訂正したり、状況が落ち着いた後により正確な情報収集に努めたりすることが重要であると考えております。今回の地震発生直後には、北陸電力から原子力規制委員会に対し、幾つかの細かい点については正確な情報が伝わらなかったこともございました。しかしながら、原子力発電所の安全を確認する上で重要となる、止める、冷やす、閉じ込めるに係る情報については正確かつ速やかに伝わってきたと考えております。」と述べていること（準備書面(39)第2の4(2)イ（15、16頁）：本書証11頁）
--	---

乙A第244号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA015011008-001-001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年1月10日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、原子力規制委員会の記者会見録である (なお、本書証の一部は甲A第156号証、乙A第205号証としても提出されている。) 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】	・山中委員長は、外部電源について、「外部電源に基本的に期待をしないというのが、我々の新しい規制基準の考え方でございます。外部電源が全て失われた上でも、止める、冷やす、閉じ込めるということが機能として発揮できるように、電源の多重性、あるいは多様性の確保ということに新規規制基準（引用者注：原文ママ）では求めていますので。特に、変圧器だけ耐震性を上げましても、外部電源がきちりと確保できるという保証はございませんので、そこだけを強化するというのは今のところ考えておりません。」と述べていること（準備書面(39)第2の2(2)イ（7頁）：本書証21頁）

	・ 山中委員長は、令和 6 年能登半島地震における情報発信について、「原子力発電所のいわゆる止める・冷やす・閉じ込めるという、その重要な情報に関しての大きなところの情報発信というのは間違いなかった」、「大きな項目について何か情報発信のミスがあったとは思いません」と述べていること（準備書面(39)第 2 の 4 (2)イ（15 頁）：本書証 4、12 頁）
--	---

乙A第245号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA015011006-001-001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年1月24日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、原子力規制委員会の記者会見録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】	・山中委員長は、令和6年1月16日に本件1号機の非常用ディーゼル発電機が停止したことについて、「電源の多重化、多様化、あるいは1号機、2号機の融通ということについても既に対策は講じて、実施をしてきていただいておりますので、特段その点について、今回のディーゼル発電機の故障が、ものすごく重大だったという認識は持っておりません。」と述べていること（準備書面(39)第2の2(2)ウ（9、10頁）：本書証14頁） ・山中委員長は、令和6年能登半島地震における情報発信について、「重要な情報については、我々のところに伝わってきている」と述べていること（準備書面(39)第2の4(2)イ（15頁）：本書証2頁）

乙A第246号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100001238-001-001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年4月17日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類①】	本書証は、原子力規制委員会の記者会見録である。 本書証によって、山中委員長は、令和6年能登半島地震に際し、本件1号機の制御棒駆動機構ハウジング支持金具の脱落が確認されたことについて、「安全上重要な部品ではございませんので、それが落下したということで、何か重大な問題であるというふうな認識ではございません。」と述べていること（準備書面(39)第2の4(2)イ(ウ)（17頁）：本書証3頁）を明らかにする。

乙A第247号証

証拠の標目	令和7年度原子力規制委員会第8回臨時会議議事録 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100010165-006-001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年5月14日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和7年5月14日に開催された令和7年度第8回原子力規制委員会の議事録である（なお、本書証の一部は甲A第172号証としても提出されている。）。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】	・被告代表者の発言はいずれも、令和6年能登半島地震の経験を踏まえて本件原子力発電所の安全性向上に取り組むことを述べたものであること（準備書面(39)第2の4(2)ウ（17頁）） ・被告は、審査や再稼働が先行している他の原子力事業者の発電所（東北電力女川原子力発電所、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所、中国電力島根原子力発電所）等へ派遣するなど、人員等についても適切に対応していること（準備書面(39)第2の4(2)ウ（17、18頁）：本書証19頁）

乙A第248号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1358回（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100012818-005-001.pdf よりダウンロード） [表紙、1ないし27頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年9月12日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和7年9月12日に開催された、第1358回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、山岡耕春・原子力規制委員会委員が、「志賀原子力発電所2号炉の震源を特定せずに策定する地震動につきましては、概ね妥当な検討がなされていると評価したいと思います。」と述べ、震源を特定せず策定する地震動に係る審議が完了したこと（準備書面(39)第3（18、19頁）：本書証26頁）を明らかにする。

乙A第249号証

証拠の標目	「北國新聞」令和8年4月4日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和8年4月4日
作成者	株式会社北國新聞社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和8年4月3日に開催された、第1405回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に関する新聞記事である。 本書証によって、敷地周辺（海域）の断層評価に係る審議が完了したこと（準備書面(39)第3（18、19頁））を明らかにする。

乙A第250号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1405回 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100017216-004-001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和8年4月3日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和8年4月3日に開催された、第1405回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・山岡委員が、「志賀原子力発電所2号炉の敷地周辺の地質・地質構造のうち、敷地周辺海域の断層の評価につきましては、概ね妥当な検討がなされたものと評価いたします。」と述べ、敷地周辺（海域）の断層評価に係る審議が完了したこと（準備書面(39)第3（18、19頁）：本書証32頁） ・山岡委員から、「志賀原子力発電所2号炉の敷地周辺の地質・地質構造のうち国土地理院活断層図を踏まえた追加調査結果につきましては、敷地周辺（陸域）の活断層の評価において、引き続き審議することといたします。」として、敷地周辺（陸域）の断層

	評価について、被告による追加調査の結果を踏まえて引き続き審議を行う旨のコメントがなされたこと (準備書面(39)第3(19頁):本書証45頁)
--	--

乙A第251号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 敷地周辺（陸域）の断層の評価 「国土地理院活断層図」を踏まえた追加調査計画（原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100017216-002-022.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和8年4月3日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、令和8年4月3日に開催された、第1405回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の配布資料である。 本書証によって、被告は、原子力規制委員会に対し、第1371回審査会合（令和7年11月21日）後に公表された2つの文献（①鈴木康弘・後藤秀昭・松多信尚・渡辺満久（2025）：1：25，000活断層図「富来」．国土地理院．、②宮内崇裕・堤浩之・石山達也・楮原京子・金田平太郎・後藤秀昭・田力正好・廣内大助・松多信尚（編）（2026）：日本の活断層総覧、東京大学出版会．）、とりわけ①を踏まえた追加調査を令和8年3月下旬から開始している旨を説明したこと（準備書面(39)第3（19頁））を明らかにする。